

第118期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

当行の現況に関する事項のうち、

営業所等の状況

その他銀行の現況に関する重要な事項

当行の新株予約権等に関する事項

会計監査人に関する事項

財務及び事業の方針の決定を支配する者の
在り方に関する基本方針

業務の適正を確保する体制

特定完全子会社に関する事項

親会社等との間の取引に関する事項

会計参与に関する事項

【計算書類】

株主資本等変動計算書

個別注記表

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)



京都銀行

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、
当行ホームページに掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

当行の現況に関する事項

(1) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末	
	店	うち出張所
京 都 府	111	(6)
大 阪 府	31	(ー)
滋 賀 県	14	(ー)
奈 良 県	7	(ー)
兵 庫 県	8	(ー)
愛 知 県	2	(ー)
東 京 都	1	(ー)
合 計	174	(6)

注 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を4か所、移動店舗車を1台、店舗外現金自動設備を271か所設置しております。また、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を23,820か所設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

なお、当年度において当行の店舗外現金自動設備を1か所新設、10か所廃止いたしました。

(2) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	① 新株予約権の割当日 2008年7月29日 ② 新株予約権の数 51個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 1,020株 ④ 新株予約権の行使期間 2008年7月30日から2038年7月29日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	1名
	① 新株予約権の割当日 2009年7月29日 ② 新株予約権の数 66個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 1,320株 ④ 新株予約権の行使期間 2009年7月30日から2039年7月29日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	1名
	① 新株予約権の割当日 2010年7月29日 ② 新株予約権の数 78個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 1,560株 ④ 新株予約権の行使期間 2010年7月30日から2040年7月29日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	1名
	① 新株予約権の割当日 2011年8月1日 ② 新株予約権の数 80個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 1,600株 ④ 新株予約権の行使期間 2011年8月2日から2041年8月1日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	1名
	① 新株予約権の割当日 2012年7月30日 ② 新株予約権の数 173個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 3,460株 ④ 新株予約権の行使期間 2012年7月31日から2042年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	① 新株予約権の割当日 2013年7月30日 ② 新株予約権の数 161個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 3,220株 ④ 新株予約権の行使期間 2013年7月31日から2043年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	3名
	① 新株予約権の割当日 2014年7月30日 ② 新株予約権の数 163個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 3,260株 ④ 新株予約権の行使期間 2014年7月31日から2044年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	4名
	① 新株予約権の割当日 2015年7月30日 ② 新株予約権の数 217個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 4,340株 ④ 新株予約権の行使期間 2015年7月31日から2045年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	4名
	① 新株予約権の割当日 2016年7月28日 ② 新株予約権の数 507個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 10,140株 ④ 新株予約権の行使期間 2016年7月29日から2046年7月28日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	4名
	① 新株予約権の割当日 2017年7月30日 ② 新株予約権の数 365個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 7,300株 ④ 新株予約権の行使期間 2017年7月31日から2047年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	① 新株予約権の割当日 2018年7月30日 ② 新株予約権の数 440個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 8,800株 ④ 新株予約権の行使期間 2018年7月31日から2048年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	6名
	① 新株予約権の割当日 2019年7月30日 ② 新株予約権の数 611個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 12,220株 ④ 新株予約権の行使期間 2019年7月31日から2049年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	6名
	① 新株予約権の割当日 2020年7月30日 ② 新株予約権の数 683個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 13,660株 ④ 新株予約権の行使期間 2020年7月31日から2050年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

注 2017年10月1日付で行った5株を1株とする株式併合により、「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人	① 新株予約権の割当日 2020年7月30日 ② 新株予約権の数 354個 ③ 目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 7,080株 ④ 新株予約権の行使期間 2020年7月31日から2050年7月30日まで ⑤ 権利行使価額(1株当たり) 1 円 ⑥ 権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	14名
子会社及び 子法人等の会社 役員及び使用人	—	—

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 大 竹 新 指定有限責任社員 下 井 田 晶 代	68	監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検証したうえで、会計監査人の報酬の額について同意を行っております。 非監査業務として次の業務があります。 ・マネー・ローンダリング対策高度化に係る助言業務等

注. 当行、子会社および子法人等が当行の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は81百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、当行の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任に必要な手続きを行います。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

業務の適正を確保する体制

当行は取締役会で内部統制システムの基本方針を次のとおり決議しております。

(1) 当行および当行子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つと位置付け、当行および当行子会社の役員がその徹底をはかります。そのための遵守基準となる企業倫理・行動規範等を制定しております。
- ② コンプライアンス推進体制として、当行本部にコンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部署等を置くとともに、各部店・各子会社にコンプライアンス担当者を置き、指導・研修・点検・報告を徹底しております。また、不正行為を発見した場合の行内通報制度等を設けております。
- ③ 当行は、毎年度、コンプライアンス・プログラムを作成し、コンプライアンスの計画的な推進をはかるとともに、定期的に進捗状況を取締役に報告しております。
- ④ 当行および当行子会社は、コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」等の諸規程を制定しております。
- ⑤ 当行および当行子会社は、反社会的勢力との関係を遮断し、当該勢力による被害を防止するための体制を整備しております。
- ⑥ 当行の監査部は、取締役会直轄組織とし、各部店・各子会社のコンプライアンス状況を監査し、取締役会に報告しております。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当行の取締役会は「情報セキュリティポリシー」で情報の保存および管理の方法に関する事項を定め、情報文書等の保存・管理体制を整備しております。

(3) 当行および当行子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当行は「統合的リスク管理規程」により、以下の主要なリスクをはじめ、業務において保有するすべてのリスクを的確に把握し、環境変化に適切に対応できる内部管理体制を定めております。
(ア) 市場リスク、(イ) 流動性リスク、(ウ) 信用リスク、(エ) オペレーショナル・リスク
(事務リスク、情報セキュリティリスク(情報リスク、システムリスク)、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク)、(オ) マネー・ロンダリング及びテロ資金供与リスク、
(カ) 評判リスク
- ② 当行は、当行子会社に対しても、各社の事業内容や規模等に応じて、前項に準じたリスク管理を行っております。
- ③ 当行は、地震・火災等の災害発生や各種リスクの顕在化等の突発的な事象に対処していくため、「非常事態対策本部設置規程」を定めるとともに、具体的な対応手順として「コンティンジェンシープラン」等を整備しております。また、当行子会社においても、当行に準じ、「コンティンジェンシープラン」等を整備することとしております。

(4) 当行および当行子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当行は取締役会において役職員が共有する全行的な目標を定めた中期経営計画(期間2~3年)を策定し、それに基づき年度(半期見直し)を期間とする業務運営方針、半期ごとの総合予算を定め、各取締役が各自の分掌ごとに業務遂行をはかる体制としております。また、当行子会社においても、当行の中期経営計画を共有し、それを元に各社における業務遂行をはかることとしております。
- ② 当行はこれらの進捗状況について、取締役会において半期ごとに計画の成果と課題を把握し、さらに四半期ごとに予算・決算の状況を管理することにより、取締役の相互牽制、業務執行の監督を行っております。
- ③ 当行および当行子会社の具体的な業務の遂行にあたっては、行内規程等に定める職務権限等を遵守し、適正かつ迅速な職務執行を行うこととしております。

(5) 当行および当行子会社の財務報告の適正性を確保するための体制

当行は財務報告に係る内部統制について、「財務報告内部統制規程」で基本方針を定め、当行および当行子会社の財務報告の適正性を確保しております。

(6) 当行および当行子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに当行子会社の取締役の職務の遂行に係る当行への報告に関する体制

- ① 当行子会社の経営に関して、基本事項については経営企画部、人事事項については人事総務部、日常業務の運営については各業務推進担当部が管理する体制とし、内規においてその職務分担を明記しております。
- ② 当行子会社の業務遂行については、業務推進担当部長等が各社の取締役となり、取締役会への出席、営業概況報告等を通じて状況の把握、指導を行うほか、半期ごとに資産査定ならびに決算結果について当行の取締役会へ報告することとしております。
- ③ 当行の監査部は、当行および当行子会社の内部監査を実施し、また、当行の監査役は当行子会社の監査役を兼任しております。これにより、当行および当行子会社の監査等を横断的に実施し、業務の適正を確保する体制を構築しております。

(7) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役会事務局に監査役会、監査役の職務を補助する使用人として専属の担当者を置くこととしております。

(8) 当行の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項

監査役補助者は業務執行にかかる役職は兼務しないものとし、取締役の指揮・監督を受けない監査役直属の使用人としております。

- (9) 当行の取締役および使用人、並びに当行子会社の取締役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当行の監査役に対し、常務会・ALM会議・コンプライアンス委員会・非常事態対策本部会議等の重要な会議への出席を求め、それらの会議を通じて、当行および当行子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、業務執行状況として重要な事項、内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、行内通報制度等による通報状況、その他経営上重要な事項を報告しております。
 - ② 当行の監査役から業務および財産に関する報告を求められた場合は、当行および当行子会社の取締役および使用人は、これに応じることとしております。
 - ③ 前項の報告をしたことを理由に当該報告者は不利益な取扱いを受けないこととしております。また、当行および当行子会社の行内通報制度等において、通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定しております。
- (10) 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当行は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じております。また、監査役が、必要に応じ弁護士等の外部専門家を活用する場合の費用についても同様としております。
- (11) その他当行の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当行の代表取締役を含め役付取締役は、当行の監査役会と定期的に会合をもち、当行の経営方針、対処すべき課題等について意見を述べるとともに、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換するものとしております。
 - ② 当行の監査役が監査部へ指示、命令した業務の遂行については、監査部員は「監査役の指示・命令により処理する」ことを内規および職務権限規程に明記し、実効性を確保することとしております。
 - ③ 当行の監査役は監査部と情報交換を定期的に行い、連携をはかることとしております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

- ・ コンプライアンスを経営の最重要課題の一つに位置付け、そのための遵守基準として「私達の企業倫理と行動規範」を制定しております。
- ・ 各種研修、勉強会等においてコンプライアンスの重要性について繰り返し徹底しております。
- ・ コンプライアンス委員会を定期的開催し、コンプライアンス上の課題とその対応策について確認し、議論しております。
- ・ コンプライアンス・プログラムを策定し、計画的な推進をはかるとともに定期的に進捗状況等を取締役会に報告しております。

(2) リスク管理に関する取組み

- ・ ALM会議、信用リスク管理委員会、オペレーショナル・リスク会議等にてリスクの管理状況を確認するとともに、定期的を取締役会に報告しております。
- ・ 当行子会社の管理に関しては、「グループ会社管理規程」、「グループ会社管理マニュアル」にて、当行子会社からの協議・報告の基準を定め、必要な事項について協議・報告を受けております。

(3) 職務執行の適正性及び効率性に関する取組み

- ・ 「取締役会規程」に基づき、取締役会は原則として毎月1回、必要に応じて臨時に開催しております。
- ・ 取締役会は、中期経営計画に基づき、業務運営方針、総合予算を定め、各取締役が各自の分掌ごとに業務を遂行しております。また、業務執行状況については、定期的を取締役会に報告を行っております。
- ・ 業務遂行にあたっては、行内規程等に定める職務権限等に基づき、適正かつ迅速な職務執行を行っております。

(4) 監査役監査に関する取組み

- ・ 監査役は、取締役会をはじめ、常務会、ALM会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議へ出席し、業務執行状況やリスク管理の状況等を確認しております。
- ・ また、監査の実効性を高めるため、代表取締役を含めた役付取締役ならびに監査部および会計監査人等と定期的に情報交換・意見交換を行っております。

特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

会計参与に関する事項

該当ありません。

第 118 期

2020 年 4 月 1 日から

2021 年 3 月 31 日まで

株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	42,103	30,301	243	30,544	17,456	324,375	22,063	363,894
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△ 4,534	△ 4,534
別途積立金の積立						15,000	△ 15,000	-
当期純利益							14,878	14,878
自己株式の取得								
自己株式の処分			△ 69	△ 69				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 69	△ 69	-	15,000	△ 4,656	10,343
当 期 末 残 高	42,103	30,301	173	30,475	17,456	339,375	17,406	374,237

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△ 1,550	434,992	407,148	△ 22,168	△ 132	384,848	488	820,328
当 期 変 動 額								
剰余金の配当		△ 4,534						△ 4,534
別途積立金の積立		-						-
当期純利益		14,878						14,878
自己株式の取得	△ 7	△ 7						△ 7
自己株式の処分	278	208						208
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			304,631	14,420		319,051	△ 131	318,920
当 期 変 動 額 合 計	271	10,544	304,631	14,420	-	319,051	△ 131	329,465
当 期 末 残 高	△ 1,279	445,536	711,779	△ 7,747	△ 132	703,900	356	1,149,793

個別注記表

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権及び、要管理先以外の要注意先のうち財務内容等に特に懸念のある債務者に対する債権については今後3年間、これら以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。なお、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期的な視点も踏まえた過去の平均値に、将来見込み等を勘案して損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジ（キャッシュ・フローを固定するヘッジ）によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度末から適用し、「重要な会計上の見積り」を開示しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 26,024百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内訳に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

債務者区分は、貸出先の財務情報等に加え、業績不振等である貸出先の経営改善計画の合理性及び実現可能性にかかる判断に依存する場合があります。区分にあたっては、当該経営改善計画における業績や財務状態等の将来見込みの基礎となる貸出先を取り巻く経営環境の見通しに一定の仮定を置いています。また、前事業年度末において、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等については、極めて短期間で収束するものではないとの想定を置いておりました。当事業年度末においては、国内外における感染の状況はワクチンの普及などにより今後緩やかに回復していくものの、貸出先の財務面への影響は一定期間継続するものと想定し、特に貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、貸出先の債務者区分に対して足元の状況等の反映を行い、貸倒引当金を計上しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

貸倒引当金については、すべての債権について資産の自己査定基準に基づく資産査定を実施し、債務者区分に応じて必要と認める額を計上しております。しかしながら、貸出先の財務状況は常に変動し、特に経営改善計画の実行は通常長期にわたるため、貸倒引当金の見積りは不確実性が高くなります。特に、新型コロナウイルスの感染状況やその経済への影響が変化した場合には、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 12,763百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に40,362百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,710百万円、延滞債権額は72,209百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権は該当ありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,297百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は83,217百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,238百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 921,229百万円

貸出金 628,996百万円

担保資産に対応する債務

預金 36,188百万円

債券貸借取引受入担保金 429,312百万円

借入金 1,108,409百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券368,165百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金1,578百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,727,484百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,616,289百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 82,892百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,876百万円

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は47,729百万円あります。

14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 5百万円

15. 関係会社に対する金銭債権総額 10,110百万円

16. 関係会社に対する金銭債務総額 30,090百万円

17. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託4,170百万円あります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	90百万円
役務取引等に係る収益総額	617百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	277百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	1百万円
役務取引等に係る費用総額	710百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	696百万円

2. 関連当事者との取引

子会社・子法人等及び関連法人等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高
子会社	京都信用保証 サービス株式会社	所有 直接 100%	当行ローンの保証 役員の兼任	当行ローンの 保証	1,332,602	—	—
				上記に伴う 代位弁済	392	—	—

<取引条件及び取引条件の決定方針等>

京都信用保証サービス株式会社より当行の各種ローンに対して保証を受けております。なお、保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当行の支払額は472百万円であります。なお、取引条件については、交渉のうえ決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	283	1	51	234	(注)

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる取得であり、減少は新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による譲渡であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」「商品地方債」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2021年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	1

2. 満期保有目的の債券(2021年3月31日現在)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	10,091
関連法人等株式	103

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	1,156,795	153,573	1,003,222
	債券	1,047,382	1,038,753	8,628
	国債	243,684	240,160	3,523
	地方債	419,583	416,412	3,170
	短期社債	—	—	—
	社債	384,115	382,180	1,934
	その他	302,064	282,364	19,699
	外国債券	142,565	133,016	9,548
	その他	159,499	149,348	10,150
	小計	2,506,242	1,474,692	1,031,550
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	5,279	6,899	△1,620
	債券	635,046	640,247	△5,201
	国債	132,407	135,481	△3,074
	地方債	235,612	236,910	△1,298
	短期社債	—	—	—
	社債	267,026	267,854	△828
	その他	60,999	62,512	△1,513
	外国債券	41,538	42,685	△1,146
	その他	19,460	19,826	△366
	小計	701,324	709,659	△8,334
合計	3,207,567	2,184,351	1,023,215	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,759
その他	12,382
合計	15,142

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当期において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却した其他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3,415	1,254	697
債券	31,739	149	19
国債	13,188	42	9
地方債	12,332	85	0
短期社債	—	—	—
社債	6,218	20	9
その他	52,038	2,906	1,406
外国債券	16,495	372	183
その他	35,542	2,533	1,222
合計	87,192	4,310	2,123

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、15百万円（すべて社債）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2021年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	13,093	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2021年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2021年3月31日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

退職給付引当金	7,751百万円
貸倒引当金	7,639百万円
有価証券償却	2,535百万円
減価償却費	272百万円
繰延ヘッジ損益	3,419百万円
その他	3,144百万円
繰延税金資産小計	24,762百万円
評価性引当額	△2,779百万円
繰延税金資産合計	21,982百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△311,436百万円
その他	△42百万円
繰延税金負債合計	△311,478百万円
繰延税金負債の純額	△289,495百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	15,202円91銭
1株当たりの当期純利益金額	196円81銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	196円59銭

(注) 個別注記表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2020年 4月 1日から
2021年 3月31日まで)

連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	42,103	34,260	376,249	△ 1,550	451,063
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 4,534		△ 4,534
親会社株主に帰属する 当期純利益			16,860		16,860
自己株式の取得				△ 7	△ 7
自己株式の処分		△ 69		278	208
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△ 69	12,325	271	12,527
当 期 末 残 高	42,103	34,190	388,575	△ 1,279	463,590

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	407,222	△ 22,168	△ 132	△ 3,735	381,186	488	2,249	834,987
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△ 4,534
親会社株主に帰属する 当期純利益								16,860
自己株式の取得								△ 7
自己株式の処分								208
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	304,699	14,420		1,474	320,594	△ 131	175	320,638
当 期 変 動 額 合 計	304,699	14,420	-	1,474	320,594	△ 131	175	333,166
当 期 末 残 高	711,922	△ 7,747	△ 132	△ 2,261	701,781	356	2,424	1,168,153

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 子会社、子法人等及び関連法人等の定義に関する事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 7社

(会社名)

烏丸商事株式会社
京都信用保証サービス株式会社
京銀リース・キャピタル株式会社
京都クレジットサービス株式会社
京銀カードサービス株式会社
株式会社京都総合経済研究所
京銀証券株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等 3社

(会社名)

京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合
京銀輝く未来応援ファンド2号投資事業有限責任組合
京銀NextStage2021ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 1社

(会社名)

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 3社

(会社名)

京銀輝く未来応援ファンド投資事業有限責任組合
京銀輝く未来応援ファンド2号投資事業有限責任組合
京銀NextStage2021ファンド投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等 3社

(会社名)

きょうと農林漁業成長支援ファンド投資事業有限責任組合
京銀まちづくりファンド有限責任事業組合
地域づくり京ファンド有限責任事業組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

4. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 7社

5. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

6. のれんの償却に関する事項

該当事項はありません。

7. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権及び、要管理先以外の要注意先のうち財務内容等に特に懸念のある債務者に対する債権については今後3年間、これら以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。なお、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期的な視点も踏まえた過去の平均値に、将来見込み等を勘案して損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資

産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(8) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジ（キャッシュ・フローを固定するヘッジ）によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等については、当連結決算日現在、該当事項ありません。

(12) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

1. 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

連結計算書類に与える影響額については、軽微であります。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度末から適用し、「重要な会計上の見積り」を開示しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

- (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 28,709百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」「7. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

債務者区分は、貸出先の財務情報等に加え、業績不振等である貸出先の経営改善計画の合理性及び実現可能性にかかる判断に依存する場合があります。区分にあたっては、当該経営改善計画における業績や財務状態等の将来見込みの基礎となる貸出先を取り巻く経営環境の見通しに一定の仮定を置いています。また、前連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等については、極めて短期間で収束するものではないとの想定を置いておりました。当連結会計年度末においては、国内外における感染の状況はワクチンの普及などにより今後緩やかに回復していくものの、貸出先の財務面への影響は一定期間継続するものと想定し、特に貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、貸出先の債務者区分に対して足元の状況等の反映を行い、貸倒引当金を計上しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

貸倒引当金については、すべての債権について資産の自己査定基準に基づく資産査定を実施し、債務者区分に応じて必要と認める額を計上しております。しかしながら、貸出先の財務状況は常に変動し、特に経営改善計画の実行は通常長期にわたるため、貸倒引当金の見積りは不確実性が高くなります。特に、新型コロナウイルスの感染状況やその経済への影響が変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）2,677百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に40,362百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,797百万円、延滞債権額は72,783百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は該当ありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,298百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は83,880百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,238百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	921,229百万円
貸出金	628,996百万円
担保資産に対応する債務	
預金	36,188百万円
債券貸借取引受入担保金	429,312百万円
借入金	1,108,409百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券368,165百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金53,210百万円、保証金1,587百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,736,796百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,625,601百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 83,484百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,876百万円
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は47,729百万円であります。
14. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 5百万円
15. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託4,170百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益2,159百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損697百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	75,840	—	—	75,840	
自己株式					
普通株式	283	1	51	234	（注）

（注） 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる取得であり、減少は新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による譲渡であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権			—		356		

3. 配当に関する事項

- (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,266百万円	30.00円	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	2,268百万円	30.00円	2020年9月30日	2020年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,268百万円	その他 利益剰余金	30.00円	2021年3月31日	2021年6月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務を中心に、証券業務、信用保証業務、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスを提供しております。地域における中枢の金融機関として安定した金融仲介機能を発揮することを基本的使命とし、中小企業や個人に対する預金や貸出金等の多様な金融サービスの提供、債券や株式等の有価証券への運用等を行うとともに、資産・負債構成の適正化やリスクヘッジ等の対応を行うことで安定した収益を確保し、健全経営を堅持しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産のうち、貸出金については、主に地元企業や個人に対する事業資金や各種ローンであり、これらは与信先の経営状態の悪化等により元本や利息が回収できなくなる信用リスクを有しています。

また、有価証券は、主に債券や株式等であり、これらは、発行体の経営状態の悪化等により有価証券の価値が減少する信用リスクのほか、市場金利の変動により調達と運用の利鞘が縮小又は逆転する金利リスクや市場価格の変動により損失を被る価格変動リスクなどの市場リスクを有しています。

ほかにも、預金等の相対的に期間の短い資金で調達を行う一方で、貸出金や有価証券等の相対的に期間の長い資金で運用を行っているため、資金の運用と調達の期間ミスマッチや予期しない資金の流出等により資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく高いコストの資金調達を余儀なくされ損失を被るリスク、並びに市場の混乱等により、市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクなど、流動性リスクを有しています。

デリバティブ取引は、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引、為替予約取引等です。金利先物取引、債券オプション取引等については、当連結会計年度末時点での残高はございません。

デリバティブ取引は、市況変動から損失を被る可能性のある市場リスクや取引の相手方が契約不履行に陥った場合に損失を被る可能性のある与信リスクが内包されております。なお、取引の大半がヘッジ目的や顧客取引に対するカバー取引であるため、市場リスクにつきましてもデリバティブ取引の被るリスクと資産・負債が被るリスクが相殺されるようになっております。

当行は、金利や為替等の相場変動にさらされている資産にかかるリスク（市場リスク）を回避する目的として、デリバティブ取引を活用するとともに、短期的な売買を行うトレーディング取引については一定の取引限度額等を設定し、取組んでおります。

このほか、新しい金融商品に対するお客様のニーズに積極的にお応えするために、デリバティブ取引を利用してまいります。

なお、デリバティブ取引を利用したヘッジ会計の内容は以下のとおりであります。

① ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ方針（ヘッジ手段、ヘッジ対象を含む）

「金融商品会計に関する実務指針」等に準拠する内規に基づき、金利リスク及び債券・株式等の価格変動リスクを対象としております。

なお、当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

・ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

・ヘッジ対象…固定金利貸出資産の一部、有価証券の一部

③ 金利スワップ並びに、通貨スワップにつきましては、期末基準日において、ヘッジの有効性を確認しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理規程」により、管理態勢を定め、信用リスク管理の強化に取り組んでいます。

リスク統轄部信用リスク管理担当では、内部格付・自己査定制度、償却・引当など信用リスク管理の企画・統轄を行うとともに信用リスクの計量的な分析・把握を行っています。加えて、特定の取引先、特定の業種等と与信が集中していると、環境の変化等に伴い、大きな損失が発生する可能性があるため、さまざまな角度からポートフォリオの状況を分析し、過度な与信集中が起こらないよう管理しております。信用リスク量や与信集中状況については、毎月の信用リスク管理委員会に報告を行っております。

また、資産の健全性の維持・向上のために、連結子会社を含め、資産の自己査定を実施し適正な償却・引当を行っているほか、監査部に専門担当部署として資産監査室を設け、自己査定の実施状況及びこれに基づく償却・引当の妥当性を監査しております。

一方で、個別与信管理においては、営業部門から独立した審査部門として融資審査部を設け、厳格な審査を行っております。与信を行うにあたっては、融資審査部内の格付審査の担当が与信先の財務状態、技術力、将来性等に基づき、債務者格付の付与を厳格に行い、それを踏まえ、融資案件審査の担当が資金使途や返済原資と合わせ総合的に返済能力を判断しております。

また、行員の階層別の融資業務研修を実施するなど審査能力の向上にも注力しております。

併せて、融資審査部に経営支援室を設置し、各種の経営改善支援策を通じて経営不振先の抜本的な事業再生を図り、当行資産の健全化に取り組んでいるほか、自己査定結果に基づき、与信先に対して、個別に対応方針を策定するとともに、継続的なモニタリングを通じ、業況の変化に応じた対応を実施するなど、リスク管理の強化に努めています。

② 市場リスクの管理

当行では、「市場リスク管理規程」により、市場リスク管理態勢の整備・強化に取り組んでいます。所管部であるリスク統轄部においては、預貸金・有価証券等を含めた市場リスクを信用リスクなど他のリスクと一元的に把握したうえで、これを体力（自己資本）の範囲内に適切にコントロールすることで安定した収益の確保に努めております。

このため、リスク統轄部では、「VaR法」、「 $\Delta E V E$ （金利ショックに対する経済的価値の減少額）」などにより市場リスクの管理・分析を行っています。また、バックテスティングやストレステスト等により、計量化手法や管理方法の妥当性・有効性を検証しております。

市場リスクを有する商品の内、有価証券等の管理にあたっては、自己資本・業務純益等の当行の体力や収益とのバランスを考慮したポジション枠・損失限度額等のリスク許容度を設定しております。保有するポジション等は定期的に適正かつ正確な時価を計測してその把握に努め、経営陣に報告するなど十分なリスク管理を行っております。

株式等にかかるリスク量は、自己資本に加え、その評価益をもとにしてリスク許容度を設定し、また、6か月ごとに実施する自己査定を通して正確な実態把握に努め、自己査定結果に対しては、監査部が監査しております。

さらに、ALM会議では、半期ごとに市場・流動性等リスク管理方針を定め、各商品の市場リスク量を、毎月の会議に報告するとともに、資産・負債構成の適正化やリスクヘッジ等の対応策を検討するなど、戦略的なリスクマネジメントに努めております。

なお、デリバティブ取引については、取引の大半がヘッジ目的や顧客取引に対するカバー取引ですが、短期的な売買を行うトレーディング取引については、一定の損失限度額等を設定し、管理しております。

③ 流動性リスクの管理

当行では、資金の運用・調達残高の予想・検証を入念に行うことにより、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、市場からの調達可能額を常時把握する体制をとり、流動性リスクに備えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	2,606,209	2,606,209	—
(2) コールローン及び買入手形	194,649	194,649	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,621	5,627	6
その他有価証券	3,208,601	3,208,601	—
(4) 貸出金	6,059,467		
貸倒引当金(*1)	△27,914		
	6,031,553	6,051,655	20,102
資産計	12,046,635	12,066,744	20,108
(1) 預金	7,989,599	7,989,646	47
(2) 譲渡性預金	698,363	698,361	△1
(3) コールマネー及び売渡手形	459,000	459,000	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	429,312	429,312	—
(5) 借入金	1,108,636	1,108,659	23
負債計	10,684,911	10,684,981	69
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△125	△125	—
ヘッジ会計が適用されているもの(*3)	△12,893	△12,893	—
デリバティブ取引計	△13,018	△13,018	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(*3) ヘッジ対象である有価証券等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2020年9月29日）を適用しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様に新規に発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引、為替予約取引等であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1) (*2)	3,388
② 非上場その他の証券 (*3)	12,407
合 計	15,796

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。

(*3) 非上場その他の証券のうち、ベンチャーファンド出資金など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	2,500	2,510	10
	短期社債	—	—	—
	社債	2,003	2,008	4
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	4,504	4,519	14
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	1,117	1,108	△8
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	1,117	1,108	△8
合計	5,621	5,627	6	

3. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,157,829	153,946	1,003,883
	債券	1,047,382	1,038,753	8,628
	国債	243,684	240,160	3,523
	地方債	419,583	416,412	3,170
	短期社債	—	—	—
	社債	384,115	382,180	1,934
	その他	302,064	282,364	19,699
	外国債券	142,565	133,016	9,548
	その他	159,499	149,348	10,150
	小計	2,507,276	1,475,065	1,032,211
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	5,279	6,899	△1,620
	債券	635,046	640,247	△5,201
	国債	132,407	135,481	△3,074
	地方債	235,612	236,910	△1,298
	短期社債	—	—	—
	社債	267,026	267,854	△828
	その他	60,999	62,512	△1,513
	外国債券	41,538	42,685	△1,146
	その他	19,460	19,826	△366
	小計	701,324	709,659	△8,334
合計	3,208,601	2,184,724	1,023,876	

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3,415	1,254	697
債券	31,739	149	19
国債	13,188	42	9
地方債	12,332	85	0
短期社債	—	—	—
社債	6,218	20	9
その他	52,038	2,906	1,406
外国債券	16,495	372	183
その他	35,542	2,533	1,222
合計	87,192	4,310	2,123

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、15百万円（すべて社債）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	13,093	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2021年3月31日現在）

該当ありません。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	15,413円67銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	223円03銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	222円78銭

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
 営業経費 77百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2008年 ストック・オプション	2009年 ストック・オプション	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当行の取締役12名 当行の執行役員6名	当行の取締役12名 当行の執行役員5名	当行の取締役12名 当行の執行役員7名	当行の取締役12名 当行の執行役員8名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数(注)	普通株式 17,420株	普通株式 22,380株	普通株式 28,740株	普通株式 29,960株
付与日	2008年7月29日	2009年7月29日	2010年7月29日	2011年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない
権利行使期間	2008年7月30日から 2038年7月29日まで	2009年7月30日から 2039年7月29日まで	2010年7月30日から 2040年7月29日まで	2011年8月2日から 2041年8月1日まで

	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当行の取締役13名 当行の執行役員10名	当行の取締役13名 当行の執行役員8名	当行の取締役13名 当行の執行役員10名	当行の取締役(社外 取締役を除く)10名 当行の執行役員14名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数(注)	普通株式 32,960株	普通株式 28,880株	普通株式 24,880株	普通株式 15,020株
付与日	2012年7月30日	2013年7月30日	2014年7月30日	2015年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない
権利行使期間	2012年7月31日から 2042年7月30日まで	2013年7月31日から 2043年7月30日まで	2014年7月31日から 2044年7月30日まで	2015年7月31日から 2045年7月30日まで

	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当行の取締役(社外 取締役を除く)9名 当行の執行役員14名	当行の取締役(社外 取締役を除く)8名 当行の執行役員11名	当行の取締役(社外 取締役を除く)9名 当行の執行役員10名	当行の取締役(社外 取締役を除く)7名 当行の執行役員10名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数(注)	普通株式 31,680株	普通株式 15,900株	普通株式 17,520株	普通株式 21,220株
付与日	2016年7月28日	2017年7月30日	2018年7月30日	2019年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない	権利確定条件は 定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない	対象勤務期間は 定めていない
権利行使期間	2016年7月29日から 2046年7月28日まで	2017年7月31日から 2047年7月30日まで	2018年7月31日から 2048年7月30日まで	2019年7月31日から 2049年7月30日まで

	2020年 ストック・オプション
付与対象者の 区分及び人数	当行の取締役（社外 取締役を除く）6名 当行の執行役員14名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数(注)	普通株式 20,740株
付与日	2020年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は 定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めていない
権利行使期間	2020年7月31日から 2050年7月30日まで

(注) 2017年10月1日付で行った5株を1株とする株式併合後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	2008年 ストック・ オプション	2009年 ストック・ オプション	2010年 ストック・ オプション	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション
権利確定前							
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後							
前連結会計年度末	2,940株	3,820株	6,420株	6,580株	8,760株	8,460株	7,900株
権利確定	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	1,920株	2,500株	4,860株	4,980株	5,300株	5,240株	4,640株
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	1,020株	1,320株	1,560株	1,600株	3,460株	3,220株	3,260株

	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション
権利確定前						
前連結会計年度末	—	—	—	—	21,220株	—
付与	—	—	—	—	—	20,740株
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	21,220株	—
未確定残	—	—	—	—	—	20,740株
権利確定後						
前連結会計年度末	7,880株	18,180株	12,640株	14,320株	—	—
権利確定	—	—	—	—	21,220株	—
権利行使	2,820株	5,960株	3,740株	3,920株	5,160株	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	5,060株	12,220株	8,900株	10,400株	16,060株	—

(注) 2017年10月1日付で行った5株を1株とする株式併合後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2008年 ストック・ オプション	2009年 ストック・ オプション	2010年 ストック・ オプション	2011年 ストック・ オプション	2012年 ストック・ オプション	2013年 ストック・ オプション	2014年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり 3,845円	1株当たり 3,845円	1株当たり 3,845円	1株当たり 3,845円	1株当たり 3,845円	1株当たり 3,845円	1株当たり 3,845円
付与日における 公正な評価単価	1株当たり 4,890円	1株当たり 4,025円	1株当たり 3,430円	1株当たり 3,390円	1株当たり 2,630円	1株当たり 3,810円	1株当たり 4,510円

	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション	2020年 ストック・ オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	1株当たり 3,845円	1株当たり 3,845円	1株当たり 3,845円	1株当たり 3,845円	1株当たり 3,845円	—
付与日における 公正な評価単価	1株当たり 7,195円	1株当たり 3,295円	1株当たり 5,225円	1株当たり 5,450円	1株当たり 3,917円	1株当たり 3,651円

(注)「付与日における公正な評価単価」は、2017年10月1日付で行った5株を1株とする株式併合後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2020年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	2020年ストック・オプション
株価変動性 (注1)	38.9%
予想残存期間 (注2)	4年9か月
予想配当 (注3)	1株当たり 60円
無リスク利率 (注4)	△0.12%

- (注) 1. 2015年10月5日の週から2020年7月20日の週末までの株価の実績に基づき、週次で算出しております。
 2. 就任から退任までの平均的な期間、就任から発行日時点までの期間などから割り出した発行日時点での取締役の平均残存在任期間によって見積もっております。
 3. 2020年3月期の配当実績
 4. 予想残存期間に対応する国債の利回り

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(注) 連結注記表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。